

取 扱 注 意

No.

土木工事標準積算基準書

(電気通信編)

令和元年 10 月

令和 2 年 5 月 一部改定 (第 1 回)

山梨県 県土整備部

所属	
氏名	

⑤ 間接工事費

(略)

別表 第3

		機器管理費率		
対象機器単体費 適用区分	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
項目		A	b	
機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711	5.21

(2)算定式

[機器管理費率算定式]

$$L = A \cdot E^b$$

ただし L : 機器管理費率 [%]
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位: 円]
A、b : 変数値

(注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表 第4

機器管理費率の補正	
種 別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)

(注) 別表第3で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 算定式

[補正係数算定式]

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c) \times 0.5}{E}$$

ただし h : 補正係数
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位: 円]
E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位: 円]
E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位: 円]
E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位: 円]

(注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

⑤ 間接工事費

(略)

別表 第3

		機器管理費率		
対象機器単体費 適用区分	1,400万円以下	1,400万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	下記の率とする	機器管理費率算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
項目		A	b	
機器管理費率 [%]	18.22	42380.2	-0.4711	5.21

(2)算定式

[機器管理費率算定式]

$$L = A \cdot E^b$$

ただし L : 機器管理費率 [%]
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位: 円]
A、b : 変数値

(注) Lの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表 第4

機器管理費率の補正	
種 別	補正係数
機器製作及び据付調整を行う場合	1.0
機器製作のみを行う場合	0.5
機器を支給する場合	0.5
機器移設する場合	0.5
上記を複合した場合	補正係数算定式により算出された係数 (h)

(注1) 別表第3で求めた機器管理費率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 算定式

[補正係数算定式]

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c + E_d) \times 0.5}{E}$$

ただし h : 補正係数
E : 対象額 (機器単体費の合計) [単位: 円]
E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位: 円]
E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位: 円]
E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位: 円]
E_d : Eのうち移設する機器の機器単体費相当額計 [単位: 円]

(注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

機器移設作業に関する
機器管理費の変更

移設対象額の追加

移設対象額の追加